

名古屋学芸大学大学院学則

第1章 総 則

第1節 目的

(目的)

第1条 名古屋学芸大学大学院（以下、「本学大学院」という。）は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところにより、学部教育の基礎の上に、更に学術の中心として広い視野に立ち、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又はこれに加えて、高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培い、国際社会の一員として人類社会の発展に寄与できる知的、道徳的及び応用的能力を有する個性豊かな人材を育成するとともに、文化の創造と人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2節 自己点検・評価及び教育内容等の改善のための組織的な研修等

(自己点検・評価)

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という）を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の自己評価は、名古屋学芸大学学則（以下、「大学学則」という。）の第2条に基づき設置された名古屋学芸大学自己点検・評価委員会において行う。
- 3 自己評価の実施体制並びに方法については、別に定める。
- 4 第1項の自己評価の結果について、本学の職員以外の第三者による検証を行うものとする。

なお、第三者による検証の詳細は別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第2条の2 本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、全学的な研修及び研究を実施する。

- 2 前項の全学的な研修及び研究の実施に必要な事項は、別に定める。

第3節 組織

(課程)

第3条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学術を養うものとする。
- 4 栄養科学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取扱うものとする。

(研究科、専攻、学生定員及び学位)

第4条 本学大学院に、栄養科学研究科並びにメディア造形研究科を置く。

- 2 栄養科学研究科に栄養科学専攻を、メディア造形研究科にメディア造形専攻を置く。
- 3 前項に規定する専攻の学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程 修士課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
		栄養科学研究科	栄養科学専攻	5人	10人	2人
メディア造形研究科	メディア造形専攻	5	10			10
合計		10	20	2	6	26

- 4 前2項に規定する専攻の学位は、次の通りとする。

博士前期課程 栄養科学研究科 栄養科学専攻 修士(栄養科学)
修士課程 メディア造形研究科 メディア造形専攻 修士(メディア造形)
博士後期課程 栄養科学研究科 栄養科学専攻 博士(栄養科学)

(各研究科の人材育成に係わる目的)

第4条の2 本学大学院の各研究科の人材育成に係る目的を、次のとおりとする。

栄養科学研究科 博士前期課程

健康科学、生体科学、食物科学等における知識を基礎として、人間栄養学、臨床栄養学等を中心とした栄養科学分野に関する知識を有し、「食と医療と健康」に関わる総合的見識を保持した栄養分野の研究者・教育者並びに専門的職業人養成を目指す。

栄養科学研究科 博士後期課程

栄養科学の実践を重んじ、先端的かつ国際レベルの教育研究が遂行でき、栄養科学における高度な専門知識と技能を備えた栄養科学領域の研究者・教育者並びに栄養分野の専門的職業人に対する指導者たるべき人材の育成を目指す。

メディア造形研究科 修士課程

創造・開発を担う人材として、国際的な視野に立ち、社会や時代の動向を掴む創造力・洞察力、適格な施策を立案する企画力、そしてプロジェクトを強く展開する推進力・調整力を併せ持つ人材の育成を目指す。と同時に、クリエイターという専門職業人の中でも主とする分野を持ちながらも、他分野への造詣も深く理解し、単に創造・開発活動だけを担当するに留まらず、プロジェクトの施策を立案、展開、提案を纏め上げていく、リーダーシップのあるオーガナイザーとしての能力を有した人材の育成を目指す。

第4節 職員組織

(職員)

第5条 本学大学院に教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

(研究科長)

第6条 各研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、本学大学院における授業及び研究指導を行う教授をもって充てる。
- 3 研究科長の選考については、これを別に定める。

第5節 運営組織

(研究科委員会)

第7条 各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、当該研究科に属する専任教員をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 研究科に関する諸規定の制定又は改廃に関する事項
 - (2) 研究科の教育課程の編成に関する事項
 - (3) 学生の入学又は課程の修了、その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - (4) 研究科長及び諸委員の選考に関する事項
 - (5) 教員の人事に関する事項
 - (6) 学生の休学、退学、除籍、表彰及び懲戒その他身分の異動に関する事項
 - (7) 学生の厚生及び補導に関する事項
 - (8) 学生の試験及び学位論文に関する事項
 - (9) 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生等に関する事項
 - (10) 前各号に定めるもののほか、当該研究科の運営に関する事項
- 4 前各号に定めるもののほか、研究科委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第6節 学年、学期および休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 夏期休業日 8月1日から9月15日まで
- (4) 冬期休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (5) 春期休業日 3月21日から3月31日まで

- 2 前項の規定に関わらず、学長は、必要があると認める場合には臨時に休業日を設け、又は休

業日を変更することがある。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第2章 通則

第1節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第11条 修士課程の修業年限は、2年とする。

2 博士課程の修業年限は、5年とし、博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の年限は3年とする。

3 前項に係わらず、教育上必要と認められる場合には、本学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、博士前期課程及び修士課程においては2年、博士後期課程においては3年を超える修業年限を認めることがある。

(在学期間)

第12条 在学期間は、前条に定める修業年限の2倍を超えることができない。ただし、第18条又は第19条の規定により入学したものにあっては、第20条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

ただし、次条第2号から第5号までに該当する者及び第19条又は第20条の規定により入学する者については、大学学則第61条に規定する評議会（以下、「評議会」という。）の議を経て、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 本学大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (6) 本学大学院において個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学の出願)

第15条 本学大学院に入学を志願する者（以下「入学志願者」という）は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日迄に学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について入学を許可する。

(編入学又は転入学)

第18条 学長は、他の大学の大学院を修了し、若しくは退学した者又は他の大学の大学院に在籍している者で、本学大学院への編入学又は転入学を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第19条 学長は、本学大学院を退学した者で、本学大学院に退学後2年以内に再入学を志願する者があるときは、選考のうえ、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学及び転入学の場合の取扱い)

第20条 前2条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育の方法等

(教育の方法)

第21条 本学大学院における教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成に対する指導によって行うものとする。

(授業科目)

第22条 本学大学院の授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 履修方法その他の必要な書類は、別に定める。

(単位の計算方法)

第23条 前条に規定する各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、別に定める授業科目について、次の基準によりその単位数を定めることができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とすること。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とすること。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、かつその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第25条 授業科目の試験の成績は、A⁺、A、B、C及びDの5種の評語をもって表すものとし、A⁺、A、B及びCの場合にあつては合格、Dの場合にあつては不合格とする。ただし、評点を付さない授業科目については、合格又は不合格をもって表す。

2 その他、授業科目の試験の成績に関して必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第26条 修士課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行うことができる。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第27条 教育上有益であると認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該研究科又は大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で第37条に規定する修了の要件となる単位として認めることができる。

(他大学院等における研究指導)

第28条 教育上有益であると認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という）との協議に基づき、学生に他大学院等において1年を超えない期間、必要な研究指導を受けることを許可することができる。

(入学前の既修得単位数の取扱い)

第29条 学長は、教育上有益であると認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得したものを含む）については、研究科委員会の議を経て、第37条に規定する修了の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定により認めることのできる単位数は、第18条又は第19条の規定により入学した場合を除き、第27条の規定により認める単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

3 研究指導に関する細目は、別に定める。

(教育職員免許状取得)

第29条の2 本大学院において栄養教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で、栄養教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教員免許法施行規則に基づき本学が定めた別表第2の中から必要な単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科及び専攻において、教員の免許状の所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、次に掲げるとおりとする。

研 究 科	専 攻	教育職員免許状の種類
栄養科学研究科	栄養科学専攻（博士前期課程）	栄養教諭専修免許状

第4節 休学、復学、転学、留学、退学等

(休学)

第30条 疾病その他止むを得ない事由により2ヶ月以上修学することができないときは、研究科長の許可を得て、休学を願い出ることができる。

2 休学しようとするものは、休学願に、疾病の場合は医師の診断書、その他の場合は理由書を添えなければならない。

3 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、研究科委員会の議を経て、さらに1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 在籍中、2回を越えて休学することはできない。

3 休学期間は、修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第32条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学しようとするものは、保証人と連署の復学願を提出しなければならない。

(転学)

第33条 他の大学の大学院へ入学又は転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第34条 外国の大学の大学院で修学することを志願する者は、研究科委員会の議を経て、学長の許可を受け、留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は第12条に規定する在学期間に算入することができる。

3 第27条の規定は、留学の場合について準用する。

(退学)

第35条 退学しようとする者(他の大学院等へ入学又は転学しようとする者を含む。)は、保証人と連署の退学届を学生証とともに提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第36条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議及び評議会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 第12条の在学期間を経て、なお所定の課程を修了できない者
- (3) 学費の納付を怠り、催促しても、なお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (5) 休学期間を過ぎても復学しない者

第5節 修了及び学位

(修了の要件)

第37条 学長は、修士課程及び博士前期課程に2年（第18条若しくは第19条の規定により入学した者は、それぞれ第20条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て修了を認定する。

2 前項の規定に関わらず、メディア造形研究科修士課程においては、当該修士課程の目的に応じ適当と認められる場合は、作品の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 学長は博士後期課程に3年（第18条若しくは第19条の規定により入学した者は、それぞれ第20条の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、及び博士論文の審査及び試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て修了を認定する。

(学位)

第38条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第39条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者については、研究科委員会及び評議会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第40条 学長は、本学の大学院学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者については、研究科委員会及び評議会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと者。

(2) 学力劣等で、成業の見込みがない者。

(3) 正当な理由がなく長期にわたり欠席した者。

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者。

第3章 補則

第1節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生等

(聴講生)

第41条 学長は、本学大学院の特定の授業科目の聴講を志願する者がいるときは、教育に支障のない範囲において、研究科委員会の議を経て、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第42条 学長は、本学大学院の特定の授業科目を履修し、単位の取得を志願する者がいるときは、教育に支障のない範囲において、研究科委員会の議を経て、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 授業科目を履修した科目等履修生に対しては、試験を実施したうえ、単位を与え、及び単位修得証明書を交付することができる。

(特別聴講学生)

第43条 学長は、他大学院等(外国の大学院等を含む)に在学している者で、本学大学院の特定の授業科目を履修し、単位の修得を志願する者がいるときは、研究科委員会の議を経て、当該他大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 授業科目を履修した特別聴講学生に対しては、試験を実施したうえ、単位を与え、及び単位修得証明書を交付することができる。

(研究生)

第44条 学長は、本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、教育及び研究に支障のない範囲において、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第45条 学長は、外国人であつて、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者がいるときは、研究科委員会の議を経て、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(科目等聴講生等に関する規程)

第46条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第2節 入学検定料、入学金及び学費

(入学検定料、入学金及び学費等)

第47条 入学検定料、入学金、学費(授業料及び施設費)等の納付金の額は、別表第3の定めるところによる。

(学費等の納付)

第48条 学費は、年額の2分の1に相当する額を前期及び後期の2期に区分して、納付しなければならない。

2 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の聴講料は、履修する期間分を一括して納付しなければならない。

3 学費等の納付に関して必要な事項は、これを別に定める。

(復学、再入学、転入学又は編入学の場合の学費)

第49条 前期又は後期中途において復学、再入学、転入学又は編入学(以下、「復学等」という。)をした者が前期又は後期中途において納付すべき学費の額は、これを別に定める。

(退学、除籍、休学、転学の場合の学費)

第50条 学年の途中で、退学（除籍を含む）、休学、他の大学院へ転学する者が納付すべき学費の額は、これを別に定める。

（入学検定料及び学費の返還及び免除等）

第51条 一旦納入した入学検定料、学費は原則として返還しない。ただし、入学前に納付した学費については、本学が定めた期日までに入学辞退を申し出たときは、この限りでない。

（学費の免除等）

第52条 成績優秀、品行方正にして、経済的援助を必要とする学生に対し、入学後の学費の全部又は一部を免除し、または貸与することがある。

2 学費の免除、延納等に関する事項は、これを別に定める。

（学費等の納付期限）

第53条 入学検定料、入学金及び学費の納付期限は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料については、入学願書提出のとき
- (2) 入学金については、入学手続きをするとき
- (3) 学生の授業料については、学長が定める日
- (4) 前号の規定にかかわらず、第52条に定める学生の授業料については、学長が定める日
- (5) 研究生、聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生の聴講料等については、学長が定める日

（復学した場合の学費）

第54条 前期又は後期中途において復学した場合の納付すべき学費等は、当該年度の前期又は後期の学費として定められた額とする。

（留学の場合の学費）

第55条 留学期間中であっても、本学大学院で定める学費（前期又は後期）を納付しなければならない。

第3節 その他

（委任）

第56条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条は、平成21年度に入学した者から適用する。

別表第1

栄養科学研究科 栄養科学専攻 博士前期課程 授業科目

区分	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
栄 養 科 学 領 域	人間栄養学特論		2	栄養科学領域から14単位以上 「健康科学領域」、「生体科学領域」、 「食物科学領域」のうちから8単位以上、 及び特別研究8単位の合計30単位以上 取得し、修士論文に合格すること。
	人間栄養学演習		2	
	予防栄養学特論		2	
	予防栄養学演習		2	
	臨床栄養学特論		2	
	臨床栄養学演習		2	
	応用栄養学特論		2	
	応用栄養学演習		2	
	運動栄養学特論		2	
	運動栄養学演習		2	
	栄養教育学特論		2	
	栄養教育学演習		2	
	栄養科学特講		2	
	食心理学特論		2	
	食心理学演習		2	
臨床栄養インターンシップ		6		
健康科学領域	健康管理学特論		2	
	健康管理学演習		2	
	高齢者医療・介護特論		2	
	高齢者医療・介護演習		2	
生体科学領域	栄養生化学特論		2	
	栄養生化学演習		2	
	栄養生理学特論		2	
	栄養生理学演習		2	
食物科学領域	食品・機能学特論		2	
	食品・機能学演習		2	
	食品栄養学特論		2	
	食品栄養学演習		2	
特 別 研 究		8		

栄養科学研究科 栄養科学専攻 博士後期課程 授業科目

区分	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
博士特別研究		8		8単位を修得し、かつ必要な論文指導を受けた上、本大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

メディア造形研究科 メディア造形専攻 修士課程 授業科目

区分	授業科目名	単位数		備 考
		必修	選択	
関連科目	基礎芸術特論		2	関連科目から8単位以上 実践科目から12単位以上 及び特別研究10単位の合計30単位以上 取得し、修士論文に合格すること。
	基礎芸術演習		2	
	ユニバーサルデザイン特論		2	
	ユニバーサルデザイン演習		2	
	デザインマネージメント特論		2	
	デザインマネージメント演習		2	
実践科目	映像表現特論		2	
	映像表現演習		2	
	フォトグラフ特論		2	
	フォトグラフ演習		2	
	映画撮影特論		2	
	映画撮影演習		2	
	コンピュータ・グラフィックス特論		2	
	コンピュータ・グラフィックス演習		2	
	CGアニメーション特論		2	
	CGアニメーション演習		2	
	ビジュアルデザイン特論		2	
	ビジュアルデザイン演習		2	
	環境空間デザイン特論		2	
	環境空間デザイン演習		2	
	プロダクトデザイン特論		2	
	プロダクトデザイン演習		2	
	トランスポートデザイン特論		2	
	トランスポートデザイン演習		2	
	クリエイティブデザイン特論		2	
	クリエイティブデザイン演習		2	
ファッションデザイン特論		2		
ファッションデザイン演習		2		
ファッションビジネス特論		2		
ファッションビジネス演習		2		
テキスタイル特論		2		
テキスタイル演習		2		
特別研究		10		

別表第2 教職課程

・栄養教諭専修免許状

区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
栄養に係る教育に関する科目	人間栄養学特論		2	24単位以上履修すること
	人間栄養学演習		2	
	予防栄養学特論		2	
	予防栄養学演習		2	
	臨床栄養学特論		2	
	臨床栄養学演習		2	
	応用栄養学特論		2	
	応用栄養学演習		2	
	運動栄養学特論		2	
	運動栄養学演習		2	
	栄養教育学特論		2	
	栄養教育学演習		2	
	食心理学特論		2	
	食心理学演習		2	
	臨床栄養インターンシップ		6	
	健康管理学特論		2	
	健康管理学演習		2	
	栄養生化学特論		2	
	栄養生化学演習		2	
	栄養生理学特論		2	
	栄養生理学演習		2	
	食品・機能学特論		2	
	食品・機能学演習		2	
食品栄養学特論		2		
食品栄養学演習		2		

別表第3 入学検定料、入学金及び学費（授業料、施設費）

- ・ 栄養科学研究科栄養科学専攻 博士前期課程 (単位：円)

品 目	1年次	2年次	計	備 考
入学検定料			35,000	
入学金	100,000		100,000	
授業料	765,000	765,000	1,530,000	
施設費	190,000	190,000	380,000	
計(除く入学検定料)	1,055,000	955,000	2,010,000	

- ・ 栄養科学研究科栄養科学専攻 博士後期課程 (単位：円)

品 目	1年次	2年次	3年次	計	備 考
入学検定料				35,000	
入学金	100,000			100,000	
授業料	765,000	765,000	775,000	2,305,000	
施設費	190,000	190,000	190,000	570,000	
計(除く入学検定料)	1,055,000	955,000	965,000	2,975,000	

- ・ メディア造形研究科メディア造形専攻修士課程 (単位：円)

品 目	1年次	2年次	計	備 考
入学検定料			35,000	
入学金	100,000		100,000	
授業料	975,000	975,000	1,950,000	
施設費	200,000	200,000	400,000	
計(除く入学検定料)	1,275,000	1,175,000	2,450,000	